

保険税を滞納すると…

あなたやあなたの家族が困ります！

保険税を滞納すると下図のようになり、滞納措置が徹底されることになりました。保険税を納めないでいると、滞納分の保険税をまとめて支払うことになったり、病気やケガをしたときに医療費の全額をいったん支払うなどの厳しい措置がとられることになりました。そのほかに、財産の差し押さえなどの滞納処分を行う場合もあります。そのときに困るのはあなたやあなたの家族です。

※短期被保険者証とは…

保険税を滞納している人に交付される有効期間の短い保険証です。国保の給付を受けることはできませんが、更新ごとに納付相談がおこなわれ、保険税の納付をしていただきます。

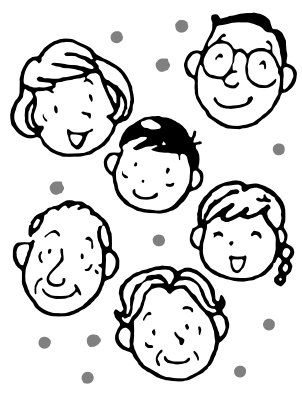
※被保険者資格証明書とは…

1年間滞納が続いた場合に、保険証を返却し、その代わりに交付されるものです。「被保険者資格証明書」は被保険者の資格があることを証明するものですが、3割（又は2割）の自己負担で医療が受けられる保険証のような効力はありません。お医者さんにかかったときの費用

は、いったん全額自己負担となり、後日申請すれば、医療費（保険適用分）の7割又は8割が払い戻されます。

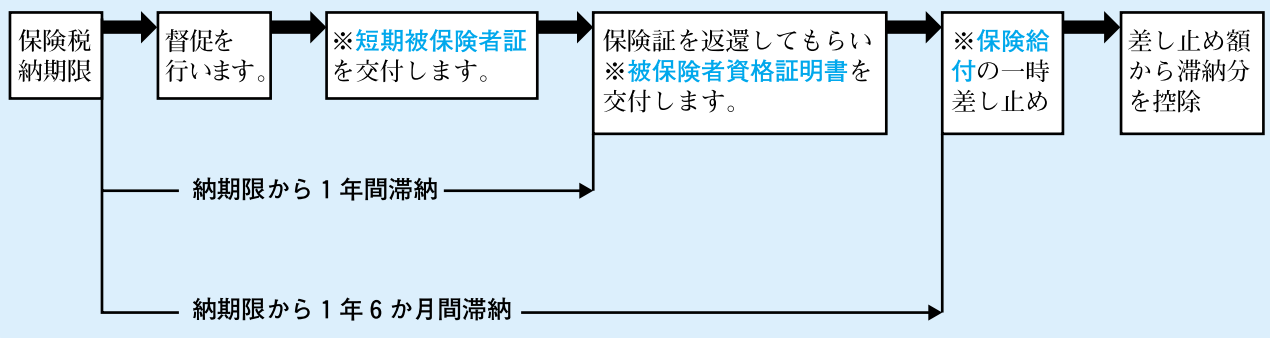
※国保の保険給付について…

治療費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などです。



みなさんの国保税が国保を支えてくれています。国保税は納期限内に必ず納めましょう。

滞納者への措置の流れ



国保はみんなのための「保険」です。一人ひとりが医療費に関心をもち、大切に使いましょう。今後は、健康管理に十分気を付け、病気やケガをしたときに、安心して医療が受けられるよう、普段から保険税を納め、医療費の負担を軽くしましょう。これからも「みんなの健康な暮らしを守る」国保を支えあっていきましょう。

国民健康保険税については
 税務課へ

国民健康保険については
 町民課保険医療係へ

☎ 985-4110

☎ 985-4107